

Mar.
2017 **8**
Vol.

行政書士とうきょう 増刊号
プエンテ [架け橋: スペイン語]

Puente

特集

超高齢社会と行政書士

インタビュー

Jazz Singer 綾戸 智恵さん

介護ソルジャーチエ 今日もハスキーヴォイスで歌う

特集 超高齢社会と行政書士

目次

未体験ゾーン超高齢社会	1
高齢者介護の現場から	3
• 介護から拡がる大きな可能性を伝えていきたい 学校法人敬心学園日本福祉教育専門学校事務局長 宮田 雅之さん	
• 権利擁護のサポートの重要性が増しています 看護師・主任介護支援専門員 宮城島 まり子さん	
• 地域で支え合うサポーターの輪を広げていきたい 秋津あんしんネット代表・秋津町福祉協力員会地区長 橋本 研二さん	
超高齢社会を楽しむために	7
～行政書士がお手伝いできること～	
介護ソルジャーチエ 今日もハスキーヴォイスで歌う JazzSinger 綾戸 智恵さん	12
超高齢社会とロボット・AI時代の到来に向けて 慶應義塾大学総合政策学部教授 新保 史生さん	16
編集を終えて	21

未体験ゾーン超高齢社会

森山 潤、新居崎 邦明

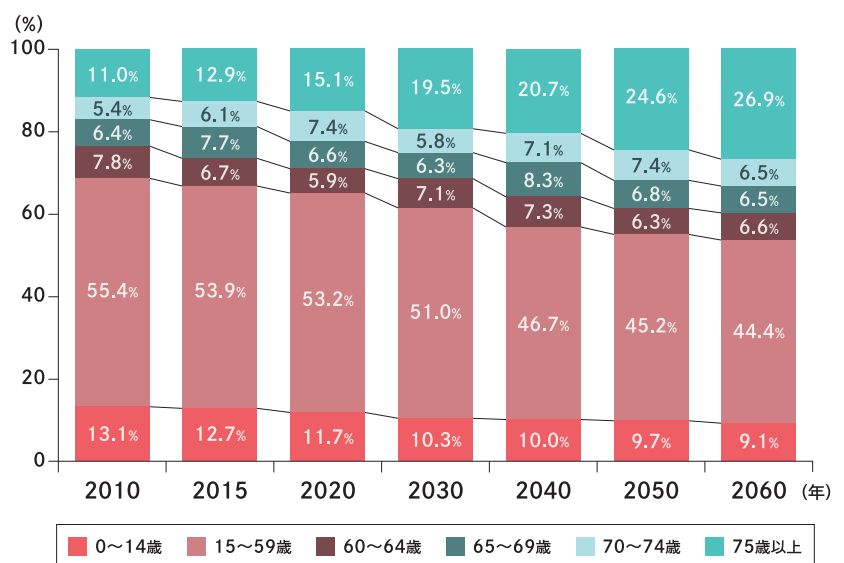
フランスの歴史人口学者、エマヌエル・トッド氏は毎日新聞のインタビューに「日本が直面している最大の課題は、人口の減少と老化だ」と答えている。厚生労働省が2016年末にまとめた人口動態統計によれば、去年生まれた赤ちゃんの数は1899年の統計開始以降初めて100万人を下回った。それに対して死亡者は約130万人となり、過去最大の人口減少となった。合計特殊出生率も、最低だった2005年の1.26からは回復したものの、20年間1.50を下回っている。総人口の減少が続く中で、総務省が行った昨年9月の集計によると、日本人の4人に1人が65歳以上となり、80歳以上は1,000万人を超えた。日本はすでに未体験の人口減少、超高齢社会に突入した。トッド氏の指摘する課題に、日本社会は今後どう応えていくのだろうか？

年が改まった1月5日、日本老年学会などが、現在「65歳以上」とされている高齢者の定義を、「75歳以上」に見直すべきだとする提言を発表した。高齢者を65歳以上とする定義は、国連の1956年の報告書に準ずるというが、定年のない企業や、90歳、100歳で活躍する人も決して珍しくはない人生90年時代となった今日、実態との乖離が指摘されていた。高齢者を一括りにする時代は終わった。提言では65～74歳を「准高齢者」、75～84歳を「高齢者」、90歳以上は「超高齢者」と位置付け、准高齢者には積極的に社会参加を促すという。国は今年から雇用保険を65歳以上にも適用する。東京都老人総合研究所等の調査においても、団塊の世代を中心に体力、生活維持能力や知的能動性、社会参画能力は著しく向上している。加えて個人差も拡大しており、シニア層は今や多様性をもった集団となった。新しい時代の新しい枠組みが求められている。

それでは日本社会の現状はどうだろうか。介護分野では、現役並みに所得がある人の介護サービスの自己負担割合を、来年8月以降2割から3割に引き上げる。2015年度の介護保険制度の見直しでは、介護度の軽い要支援1・2の人の訪問介護・通所介護サービスが保険給付から外され、地域支援事業に移行した。要介護1・2についても最近の改正論議の中で自治体への移行が検討されたが、地域支援事業の移行が遅れている現状を鑑みて見送りとなった。今後は取り組みの違いによる自治体間の格差の拡大が進むものと予想される。

医療分野においては、今年度予算案で、医療費抑制策として70歳以上を対象に高額療養費の負担上限額の引き上げが開始される。また、75歳以上の保険料軽減措置の縮小、入院時の光熱水費の自己負担引き上げが予定されている。

ところで、超高齢社会の到来だけが医療費増大の原因なのだろうか？「病気になっても、病人にされるな」という言葉がある。医療の現場では、不必要な検査や効果の不明なワクチン接種などによって「病人」のレッテルを貼られる高齢者が多い。また、日本は世界でも有数の薬の消費大国であり、長期間の複合投与による副作用については、昨年週刊誌による特集が組まれて話題となった。



日本の年齢区分別将来人口推定(総人口比)

[2016年版高齢社会白書より]

患者1人あたり年間3,500万円もかかる、がん治療薬オプジーボの薬価が、緊急的に50%引き下げられたことは記憶に新しい。これらの医療行為や薬価が医療費増大の原因の一つであることは間違いない。

元気で活力ある生活を維持するためには、何を食べるか、という問題も避けては通れない。安くて高カロリーのジャンクフードによる肥満や疾病の拡大が社会問題となった米国では、「食の格差拡大」が叫ばれ、日本も例外ではない。食の格差とは、もちろん日々食べる原材料や食品の価格の違いのことではない。食についての情報の取捨選択能力、知ろうとする知的能動性、つまるところ個人に依拠する情報格差の問題に行き着く。考えない人間は簡単に操られるのであり、それは医療情報や介護情報の格差についても同じく言えることだ。シニア世代はこうした点についても十分留意しなければならない。

近未来に到来が予想されるのが、AIとインターネット技術の組み合わせによる第4次産業革命だ。富国生命保険はAIの活用によって、医療保険などの給付金査定で人員を3割近く削減、経済産業省は国会答弁の下書きの作成にAI利用を試行する。グーグルは自動運転車開発の分社化による事業化を行い、フォード・モーターやBMWも2021年までに自動運転車の生産開始を計画している。また、アマゾンではアメリカでレジのないコンビニ店「アマゾン・ゴー」2,000店舗を展開する予定だ。東大入試で合格をめざすAI「東ロボくん」も忘れてはならない。ディープラーニング（深層学習）を導入したものの、文章の意味を理解して正答を導く読解力が弱く東大合格をあきらめた。しかし人間の仕事をAIがとって代わる日は、思いのほか近いかも知れない。特に汎用型の人工知能がシンギュラリティを迎えた時点で、パラダイム・シフトに近い状況が起きるだろうと言われている。

便利な社会はイコール“豊かな社会”といえるのか？AIが鏡に映る人間の姿だとすれば、転じてAIを通して人間とは何か、人間が生きるに値する社会とは何かを、改めて問い直してみるべきときなのかもしれない。

以前、震災後の福島取材したとき、福島出身の医療ジャーナリストの藍原弘子さんが、「福島の人は震災を経験して、それまで日常に紛れて考えることがなかった命、家族、人とのつながりについて真剣に考えるようになった。震災と原発事故で一足先に高齢者先進地域となったことで、これまでの地域社会にはなかった緩やかな新しい関係性を模索するようになった」と語っていたのを思い出す。生活の質を保ちながら、生きがいと人生の豊かさを実感できる社会とはどのような社会なのか？横浜国立大学の工藤由貴子教授と作家の柳田邦男氏の毎日新聞のコラムからその一部を引用して参考としたい。

「新しい社会の仕組みを作るために必要な年齢の枠組みならば、その区分は、高齢者を他の年齢の人たちと分断するためではなく、年齢の違いを認め、特徴を生かしていくためのものになるはずだ。そういう社会が実現したら、そこから生まれる『社会の活力』とは国内総生産の大きさではなく、生活者の幸福度や健康度によって測られるものになるだろう。そこでは『高齢者』は、伝統と新しい時代をけん引していく力を、自らの意思で発揮していくはずである」（工藤由貴子「くらしの明日」）。

「経済は、人間が食べていく上で大事ではあるが、それとは別の次元で『地方再生とは何か』という問題を考えてはどうかと思うのだ。・・・『知の地域創造』とは何なのか。ここで言う『知』とは経済とは対照的な、心、知的生活、子育て、健康、老後の暮らし、文化活動、人のつながり、一緒に何かをすること、祭りなど、幅広いさまざまなものをまとめたものだ」（柳田邦男「深呼吸」）。

（森山 潤）



高齢者介護の現場から

荒牧 一彦、高橋 敦子、古林 孝一、尾久 陽子

平成12年4月から「介護保険制度」が始まり、間もなく17年が経過します。介護保険制度が始まる前にも高齢者介護の制度はありました。大きく異なるのは、それまで行政（地方自治体）の措置（行政に申請し、行政が介護サービスを決断）として行われていた介護サービスが、一定の要件のもとに行政から指定された介護サービスを提供する民間事業者等（株式会社、NPO法人など）と介護サービスを利用する高齢者が「契約」により必要な介護サービスを受けることになったことです。「契約」主体の制度ですので、高齢者が「契約」を結ぶことができるだけの判断能力があるのかどうかは問われ、同時に「成年後見制度」もスタートしました。この2つの制度は、高齢者の暮らしを支えるための「車の両輪」ともいえる制度です。

介護保険制度となり、介護事業が広く民間の企業に開放されました。前述の「指定」を受けるためには事業者は「法人」でなくてはならないとされ、株式会社やNPO法人などの設立手続や介護事業所を設置するための事業開始の届出、また他業種からの参入で定款の目的を変更する手続など、私たちが行政書士に依頼された方も少なくないことでしょう。

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みであり、3つの大きな特色があります。1つ目は、単に介護を必要とする高齢者の身の回りの世話をするだけでなく、その高齢者が生まれ育った地域で可能な限り自立した生活ができるよう支援することを理念としていることです。2つ目は、サービスを利用する高齢者の選択により、様々な介護サービス事業者などから保健医療サービス、福祉サービスを総合的に受けることができます。3つ目は、受ける介護サービスとその費用負担について明確な社会保険方式が採用されていることです。

介護保険制度は、定期的に見直しがなされ、これまでに平成17年、平成20年、平成23年、平成26年と4回の大きな改正が行われてきました。

高齢者介護の現場では、介護職員の不足が大きな問題となっています。介護職員の賃金が高齢者の産業と比較して低いということで、平成21年度に介護職員処遇改善交付金制度ができました。平成24年4月からは、この制度を引き継ぎ介護事業者が受ける介護報酬の中に介護職員処遇改善加算を設け、平成27年4月以降、キャリアパス要件の見直しと加算額の改定、また、今年平成29年4月以降もさらにキャリアパス

要件を見直し、加算額を改定する予定のようです。一定の効果はあるようですが、抜本的な人材不足の解決には至っていないのが現状です。

この度、多くの介護人材を輩出している学校法人敬心学園日本福祉教育専門学校の事務局長 宮田雅之さんから話を伺う機会を得ました（4ページ参照）。その中で介護職に従事する外国人の話題があげられています。介護サービスには施設系と在宅系があり、施設系介護サービスにおいては比較的外国人介護職員を受け入れやすいようですが、在宅系介護サービスでは、言葉、生活、文化などの違いの問題があり、なかなか受け入れが難しいのではないかとされています。

従前より地域包括ケアシステムの構築について考えられてきましたが、平成23年、26年の介護保険法改正で具体化されてきています。

認知症や重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムが必要です。そのため、保険者である地方自治体は、地域の自主性・主体性に基づく地域の特性を生かした地域包括ケアシステムの構築を団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に実現することを目指しています。

特に平成26年の介護保険法改正では、単身世帯等の増加に伴い支援を必要とする軽度の高齢者が増え、生活支援の必要性が増すため、これまでの通所型介護予防事業と訪問型介護予防事業を新たに介護予防・生活支援サービス事業とし、ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体を活用して高齢者を支援していくこととされています。

地域包括ケアシステムの中でも重要な役割を担う地域包括支援センターの看護師 宮城島まり子さん、地域ボランティアとして活躍される秋津あんしんネット代表 橋本研二さんにも話を伺うことができました（5・6ページ参照）。

成年後見制度や財産管理を中心とする高齢者の見守りなど、地域包括ケアシステムの中で行政書士が貢献できる活動は多く、また私たち行政書士による高齢者を支援する活動が大変重要であると改めて感じました。

介護から拡がる 大きな可能性を 伝えていきたい

学校法人敬心学園日本福祉教育専門学校事務局長
宮田 雅之さん

当校は、昭和59年に創設された福祉教育のパイオニア校です。介護福祉の第一線で活躍できる人材の育成を目指し、これまで15,000名以上の人材を輩出してまいりました。

最近では改正出入国管理及び難民認定法の高度専門職に「介護」を加える動向を見据え、将来にわたって、介護専門職として日本で就業し続けたい、住み続けたいと考える外国人入学希望者が増えています。留学生の出身国は、ベトナム、ネパール、インドネシアなど様々です。

日本における介護福祉教育のレベルは、世界的にもトップクラスであると言われています。当校では以前から、国費留学生を含め、意識の高い外国人留学生を受け入れております。

すでに日本の総人口と同じぐらいの高齢者数を抱えているといわれている中国はじめ、今後少子高齢化社会となるベトナムやインドネシアなどの東南アジアの国々から、介護福祉教育のノウハウを提供して欲しいという声が本学に多数寄せられております。教材の提供や教員の派遣等を通し、これらの要請に応えていくことも、教育機関としての責務と考えております。

厚生労働省の平成27年の推計によると日本国内で2025年には介護職員が約38万人不足するといわれております。介護人材の育成は国家的課題であり、グローバルな視点でその課題解決に当たることが必要と考えております。

介護現場で発生する様々な事件等の報道を通し、介護現場に対するネガティブなイメージが先行してしまっています。介護人材を養成する立場からはとても残念な状況です。高い技術を身につけ、誇りややりがいを持って働いている介護職員の現実をもっと広く知っていただきたいと思っております。昨年、本学の学生が「一億総活躍社会実現対話」の東京会場で安倍首相と対話する機会をいただき、介護職の魅力を多くの方に知って欲しい、と訴えていましたが、私も全く同じ気持ちです。

また、介護職の離職率の高さを指摘する報道を見かけますが、介護職をカテゴリーに分けて細かく分析する必要があると思います。当校の理事長である小林光俊が会長を務めております公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会の調査によりますと、本学のような介護福祉士養成施設で学んだ後、



介護福祉士資格を取得し就職した方の離職率は、7パーセント台と伺っております。つまり、専門の養成機関で福祉や介護を体系的に学んだ卒業生は、中長期的なキャリアプランをしっかりと見据えて働いています。就職後、心理面・技術面で挫折することなく、着実にステップアップができていく人は少なくありません。

ところで、介護福祉士の就職先＝介護施設というのが、一般的なイメージであると思います。もちろん、介護施設で働く人は多いのですが、それだけにとどまらないことも、是非知っていただきたいと思っています。

福祉・介護の教育を受けた人材を求める業界は多岐に渡り、様々な分野で活躍することが可能です。高齢化に伴うマーケットの拡大をビジネスチャンスと捉えている企業は少なくありません。例えば、福祉業界ではまだまだITの導入余地があります。介護ロボットの開発など、介護を取り囲むハイテク産業の可能性が、未来に向かってますます広がっています。

旅行業界では、高齢者や障がい者の旅行ニーズを支援する専門家、トラベルヘルパーが注目されています。身体に不自由のある方や健康に不安がある方の自己実現を支援する大変意義深い仕事であり、これからもニーズが拡大することが予想されます。こうした分野も介護福祉専門職の活躍の場となります。

地域包括ケアシステムの構築により、これからますます、高齢者の方の暮らしは、住み慣れた地域が中心となってまいります。こうした視点からも、福祉専門職の活躍の場が拡大して行くと思います。行政書士の方々には、当校のような養成機関で学びたいと考えている外国人の方の在留資格取得申請などのサポートに加え、高齢者の方の権利擁護の場面でも、お力になっていただければと考えています。

取材後異動され、現在は、学校法人敬心学園大学設置室事務局長です。

権利擁護の サポートの重要性が 増えています

看護師・主任介護支援専門員

宮城島 まり子さん



私は、静岡県内で看護師をしていましたが、平成10年の第1回介護支援専門員実務者研修を受講し、介護支援専門員(ケアマネジャー)になりました。

平成12年の介護保険法施行から居宅介護支援事業所に勤務し、平成18年からの介護保険法で制定されてできた地域包括支援センターに配属されました。そして、平成22年からは、東京都葛飾区内の地域包括支援センターに勤務しました。

このように介護が「措置」から「契約」に変わっていくなかで、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントにと高齢者の方と関わり合う仕事に携わってきました。

介護保険法施行時は、介護サービスを必要としている方にいかにして適切なサービスを受けていただくかを主眼に行っていましたが、次第に、夫婦のみ・単独世帯の高齢者世帯が増大し、無縁社会ともいわれる地域コミュニティの希薄化という時代に変化していきました。

そこで、単に介護サービスを受けていただくためのケアプランを立てて提供するだけではとても高齢者の方を守れないのではないかと痛感し、現在は、総合相談はもとより権利擁護のサポートを重要事項と位置づけて、日々の業務を行っています。

なぜ、権利擁護が大切なのかと思いますのは、現在の勤務先で接する高齢者の方が独居や夫婦のみで親族が近隣にいない、子どもがいないという状況で、ご本人について将来のことを考える方が増えてきたのが一番の理由です。

成年後見制度、取りわけ任意後見制度は、もし、ご本人が認知症などに罹ったらそのときはお願いねという契約になるかと思いますが、そこに至る状態になるまでの見守りが必要になるのではと思える方にこそ、お勧めしています。

現在は元気でそういう契約は必要ないと言われる方も転倒などで骨折し、入院するのに手続等、独りで苦勞なされたりするととても真剣に考えられます。

また、書類関係と申しますか、例えば、団地に居住されている方は毎年、更新にあたる手続をしなければならないのですが、区民税非課税証明書などを取得するために、自宅と

区役所を5往復してやっと取得されるような方がいらっしゃいます。

場合によっては、ご近所の中で親切心から手伝っていただける方もいらっしゃいますが、どうしてもお金の管理が絡んできますと互いの些細な勘違いから親切心が仇となり、気まずい関係でその後も暮らしていかなくはならなくなったケースもあります。

そういう方々にご自身が不安に感じている事務手続の部分を手伝ってくれる人として、行政書士の方を紹介することがあります。

あくまでも私の感想ですが、行政書士の方には困っている部分、手助けをしてほしい部分を迅速丁寧にサポートしていただけて助かっています。そこから信頼関係を構築して、任意後見契約や遺言書作成、死後事務委任契約などを結ばれていられるケースをみますと、高齢者の身近な良き相談相手をしっかりと担っておられるのではないかと思います。

厚生労働省が唱えている、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制を構築するという地域システムの中でもカバーしきれない部分があります。

今後は、生活支援の充実を図るためのよろず相談的な総合相談窓口を作り、支援を必要とする方と社会資源をお繋ぎしていく見守り役になれたらと思っています。

地域で支え合う サポーターの輪を 広げていきたい

秋津あんしんネット代表・秋津町福祉協力員会地区長
橋本 研二さん

私は、東村山市社会福祉協議会が組織(委嘱)する秋津町福祉協力員会の地区長と「秋津あんしんネット」の代表を務めています。各地で高齢者の見守り活動が行われていますが、「秋津あんしんネット」は、平成25年1月に発足しました。現在「サポーター」という名称の会員が100名強登録しており、近所の高齢者等の、チョット気になる・変だなあ・おかしいなあ、などの行動に気づいたら、地域包括支援センター等の専門機関へ連絡する活動を主に行っています。

行政や民生委員も必要な相談や援助などしていますが、少数でそして個人情報保護の問題などで、全体での支援活動には至らず、高齢者や要援護者は、安心しての暮らしには問題を抱えていることから、問題解消予防活動である私どものボランティア活動に求められる役割は大きいものです。

私は、会社で働いていた若い時に会社周辺の地域にも関心を持ち、組合としての地域活動に参加していました。そのため退職後も自然に地域福祉活動を開始し11年になります。組合活動、会社経験、地域の福祉活動などから、現在までに感じたことを話します。

ボランティア活動に参加していても、自分にプラスになることがないとか、私は一生懸命にやっているのにと、耳にすることがあります。ボランティア活動は全員が同一的に行動できるものではありません。各個人ができることを行って、例えば3人で一人前、5人で一人前の活動かもしれません。これがみんなで支え合う福祉活動ではないでしょうか。

また、これは行政の問題で、市民住民がやるものでない、と指摘し活動そのものを否定する人もいます。でも目の前に困っている人がいれば少しでも暮らしやすい、少しでも不安解消できることをまず行い、そして基本問題の解決も忘れないで取り組むべきと考えます。

「秋津あんしんネット」では、見守りに関する研修会を開催し、サポーターがお互い顔見知りになり、支え合う仲間になり、地域でのサポートを目指す活動もしています。一步一步ゆっくりと前進したい反面、自分自身が息切れしないかと不安もあります。しかし、活動が自分自身の介護予防になっているのかも知れません。

リーダーの立場では、自分の属する団体等が、自分の考えと異なる場合があっても、討議して決定した以上、リーダーとして目標に向かって全力で頑張り、問題が生じたときのことも考慮して対応すべきといつも思っています。



その決定決議の手段に、多数決があります。みんなが決めた結果にリーダーの責任はない、という人もいます。しかし、多数決の前に、あらゆる状況情勢分析をリーダーとして行い、あらゆる情報等をみんなに話したかが重要と考えます。あと一歩前進したら見えない崖があると思うなら、または砂漠であと少し我慢して進めばオアシスがあると思うならば、リーダーは、身を挺して崖を避けるべきだし、叱咤激励し支え合ってオアシスに向かって前進しなければならないと考えます。その崖やオアシスの存在をみんなに話し協議討議した上で多数決をする、リーダーの責任は重いと思っています。自分に都合の良いことのみ伝え、不利なことを隠すのは、リーダーとしてはいかがなものでしょうか。また、状況情勢把握等は充分にしたと思って100%ということはないので、崖から落ちたり、オアシス目前でダウンしたりしたとき、リーダーは立ち上がる先頭に立たなければならないでしょう(でも、心の隅に、みんなで多数決で決めて進んだのだから、ハイ、オシマイと言えたら、リーダーは他責にして楽だなあ・・・とも)。

福祉活動には、満点ゴールはないと考えます。人は人によって幸せの基準が異なるのではないのでしょうか。制度を作っても改正しても、必ずモレる人がいます。一つ解決しても次の問題が出てきます。目の前の困った人を見たら、支えの手を差し伸べましょう。制度が悪い、世の中が悪いと言っても、行動を起こさないとそのままです。

私たちの最終目標は、あんしんネットとかサポーターとか関係なく、向こう三軒両隣、前後左右四隣りで、困っている人がいたら、連絡をするシステムを全市民に周知して実行してもらうことです。

秋津町福祉協力員に行政書士の方もいます。暮らしの中で行政書士の仕事、活動について話していただき、安心して暮らすためのアドバイスをしたいですね。こんなことは聞けないのではと、しり込みしている人もいます。遺言とか相続などに関する具体例を紹介していただけると、こんなことでもいいのだなあ、と相談するきっかけになります。

地域の福祉活動、高齢者見守り活動を前進させるために、まず地域で支え合うサポーターの輪を広げていきたいです。「一人は万民の為に、万民は一人の為に」頑張りましょう。

超高齢社会を楽しむために

～行政書士がお手伝いできること～

大門 則亮、新居崎 邦明、田村 豪

はじめに

超高齢社会が叫ばれ、人口減少、経済の失速、介護・医療費の増加など暗い話題が巷に溢れています。しかし、超高齢社会を嘆いても仕方ありません。長生きする人が増えたことを喜び、ご自身が長生きできること、両親、親族、友人たちと長く付き合っていけることに感謝しましょう。長生きできることで人生の可能性はさらに広がります。期待や楽しみも増えます。一方で、高齢になるとともに若いころとは違った悩みも生じます。経済的な問題、健康問題、後継者問題、万が一のことがあったときの葬式や財産の行方などです。当然、よりよく生きるために悩みは解決するべきです。

ここでは、高齢になると生じてくるよくある悩みをピックアップし、行政書士がお手伝いできることを、事例をあげて紹介します。解決方法には遺言、後見制度、各種契約、事業承継などがあります。これらは、一見すると、ご自身の亡き後の家族のため、あるいは判断能力がなくなった後の生活のためなど、将来の悩みを解決するだけのようと思われるかもしれません。

しかし、これらの解決方法のなかに、ご自身がよりよく生きるためのヒントも含まれています。たとえば、遺言であれば、まずご自身の財産の把握、財産を与える親族の選択などをしなければなりません。財産の把握は、今後の人生で、もっとお金が使える、あるいはお金が足りないから貯めようなど将来設計に役立ちますし、財産を与える親族の選択は家族との関係を考える良いきっかけになることもあります。悩みを解決する過程で人生の棚卸しができ、今後の人生をもっと有意義に過ごす方法が見つかることもあるのです。



悩んでないで、長い人生をよりよく生きていきましょう。

1 「転ばぬ先の杖」を用意しましょう

人生の最後まで自分らしく尊厳をもって生きていくためには、積極的な保健行動を含む自助努力と自己決定、科学的根拠にもとづく対策が必要であると同時に、「転ばぬ先の杖」も必要です。

より質の高い、有意義なQOL(クオリティ オブ ライフ)を送るための「転ばぬ先の杖」を持つ。それを遺言と各種の契約によってなすことができます。

事例

今年、65歳、定年を迎えたAさん。妻と二人暮らし。既に結婚して所帯を持った二人の子どもは、近くに家を建てて暮らしています。若い頃からソフトボール部のピッチャーとして活躍してきたスポーツマンのAさん。65歳を過ぎてでも毎日のウォーキングは欠かしたことがありません。おかげで病気らしい病気はしたこともなく、周囲から「若い」と見られています。幸い、これからの暮らしに当面困らないだけの貯金と年金があり、また、自宅を持っているので大きな出費もなさそうです。定年後は、妻との旅行が楽しみとなっています。

しかし、Aさんにも悩み、心配事があります。今は身体も丈夫だし、頭もしっかりしていますが、将来、病気やケガ、あるいは認知症になって、自分の力ではどうにもならなくなることもあるかもしれません。また、自分が死んだ後、残された妻の老後、残った財産の行方はどうなるのか。先祖代々のお墓のことも心配です。そこで、これらの対策についてX行政書士に相談しました。X行政書士は、Aさんに「遺言書を書き、また、生前に様々な契約を結ぶことで、これらの心配が解決できる」とのアドバイスをしました。その主なものの概要を取りあげてみました。

ご自分の人生を死後も含めて一層に豊かなものにしていくための遺言や契約等は、以下の流れで行います。

生前

遺言書作成

各契約締結

見守り契約

財産管理契約

任意後見契約
(判断能力低下により
任意後見開始)

死後

遺言執行

死後事務委任契約

死亡

(1) 遺言

人は生前、自分の意思で自由に財産を処分できますが、もし万が一のことがあったときに、残されたご家族は故人の意思を確かめることはできません。故人の意思を最大限尊重したくとも、その意思を確認する術がないのです。そのときに“遺言書”という、形になったものが残されていたなら、ご家族は故人の意思を確認することができ、その内容に沿った形での財産の配分が可能になります。残されるご家族のための思いやりとして、そして安心を贈るために、遺言書を作成しておくことをお勧めします。

遺言とは、遺言を作る人(遺言者)が、自分が死んだときに、「財産を誰々に残す」とか、「お墓は誰々が守ってくれ」とかいったことを、死ぬ前に書いて残しておくことです。気をつけなければいけないのは、遺言の方式は法律で定められているので、それに反する遺言は無効になってしまうということです。

家庭裁判所に持ち込まれる相続争いの多くは、正式な遺言がないためだと言われています。長きにわたり一生懸命働いて築いた財産があっても、遺言がないために残された肉親同士が遺産争いを繰り広げるようでは天国にいるはずの本人もやりきれないでしょう。子孫の幸福のためになるべき遺産が、骨肉の争いを引き起こし、不幸の原因になってはたまりません。

遺言は遺産をめぐるトラブルを防ぐ最善の方法であるとともに、遺産を世のため、人のために生かす出発点でもあります。



(2) 遺言執行者について

遺言は執行されなければ意味がありません。遺言書を作成しても、その内容を実現してもらえないとは限りません。特に法定相続分と異なる配分を指定した場合や、相続人以外に遺産を与える内容の場合など、相続人が遺言執行に非協力的なケースが多く見受けられます。そのようなときは遺言で遺言執行者を指定しておけば、その遺言執行者が遺言の内容を実現してくれます。

遺言執行者は相続人でも第三者でもなれますが、信頼できる相続人か、あるいは行政書士などの専門家を指定しておくことが賢明です。また遺言執行者の報酬についても、遺言で定めておくことができます。

2 さまざまな契約で自分と家族を守りましょう

(1) 見守り契約

見守り契約とは、任意後見（後述）が始まるまでの間、任意後見人となる人（支援をする人）が本人と定期的な訪問や電話などで連絡を取り合うことで、本人を見守る契約です。定期的な連絡を取り合うため、本人は体調の変化や悩みごとなどの相談を行うことができ、また支援する側も本人の判断能力の有無などを確認することができます。

本人に家族の方がいるなど日々の状態を把握してくれる人がいる場合は良いのですが、一人暮らしや同居人も高齢者である場合などに有効です。もし見守り契約を結んでおかなければ、支援が必要な状態になっても、誰にも気づかれることなく、不安定な状態で生活し続けなければならないかもしれません。

見守り契約は、見守りを行ってくれる人と高齢者本人の間で契約を結ぶことで成り立ちます。契約は契約書を作成すること、できれば公正証書の形で契約される方が望ましいと思います。

(2) 財産管理委任契約

財産管理委任契約とは本人と委任をされる人の間で本人の大切な財産の管理を委任する契約です。これも公正証書で作成することが最も安心できます。

任意後見契約は本人の判断能力が低下してから開始されるのに対し、財産管理委任契約は判断能力が低下していない状態でも委任することができます。判断能力が低下してしまったときの備えとして任意後見契約を、それ以前の財産管理を財産管理委任契約で支援してもらいます。

(3) 任意後見契約とは

任意後見制度は「自分らしさ」を大切に、それを後見人に託す制度です。

本人が判断能力(契約締結に必要な能力)の十分なうちに、公正証書により「任意後見契約」を締結し、「任意後見人」となることを受任した者(「任意後見受任者」)に対し、将来、自分の判断能力が不十分になった場合に、その契約を発効させ、自分の選んだ任意後見人に自分の委託した後見事務を行ってもらう制度です。

任意後見は、家庭裁判所の審判による法定後見人と異なり、任意後見人の代理権の範囲から報酬に関する事項まで、当事者間で契約により自由に定めることができます。本人が任意後見受任者に対し委託する事務の内容は「生活、療養看護及び財産の管理に関する事務の全部または一部」とされており、具体的には本人の資産や負債、収入や支出の内容を把握し、本人のために必要かつ相当な支出を計画的に行いつつ、資産を維持していく「財産管理」と本人の身上の世話や療養看護に関する「身上監護」に大別されます。

任意後見契約は、本人の判断能力が不十分になり、本人、配偶者、4親等内の親族、任意後見受任者が、本人の住所地を管轄する家庭裁判所に対し、任意後見監督人の選任の審判の申立を行い、家庭裁判所により任意後見監督人が選任されることにより発効します。そして、任意後見受任者は正式に任意後見人となり、後見事務を開始します。



(4) 死後事務委任契約とは

死後事務委任契約とは亡くなった後の事務的な手続きを行ってもらう契約です。たとえば、死亡した事の家族や友人などへの通知、お葬式を行うこと、生前の医療費などの未払い分を代理で精算することなどです。

特に一人暮らしの方などの孤独死などが深刻な問題となっていますので、任意後見契約や見守り契約と併せて契約されるのは有意義です。もし死後事務委任契約を結んでおかなければ、あなたの死後、遺体の処理や埋葬まですべての事務が放置されてしまうことになりかねません。任意後見契約は生前のサポートですので、任意後見契約だけでは死後の事務をサポートすることはできません。葬儀などの費用がかかることや医療費の支払いの代理などは事前の死後事務委任契約を結んでおかなければ行うことはできません。

死後の手続きの準備としては遺言書がありますが、遺言は法律で定められた文書ですので、記載できる内容は法律で定められた事柄のみです。もちろんそれ以外の事柄でも記載をすることはできますが、法的な拘束力が発生しないため、遺言書に記載しただけではその内容の実現は困難となります。

死後事務委任契約は当事者同士の契約ですので、契約書にしておくことが望ましく、またより安心するためには公正証書で契約を結ぶことがお勧めです。

AさんはX行政書士のアドバイスを受け、遺言書の作成や契約書の作成支援をX行政書士に依頼し、遺言執行者にX行政書士を指定しました。そして見守り契約と財産管理委任契約をX行政書士と締結しました。さらに任意後見の受任者を長男としてX行政書士に契約書の作成を依頼して長男と契約。死後事務契約を遺言執行者であるX行政書士と行いました。

これら一連の契約にはおおむね妻も二人の子どもたちも歓迎しているとのことで、家族のAさんへの信頼はますます強くなっているようです。Aさんは、これからの人生を一層自分らしく過ごすために、これらの契約を他の人にも勧めているそうです。

3 事業を承継させる

生涯現役と思っていても、いつかは後継者に道を譲る、もしくは商売をたたむときが来るかもしれません。突然の病気や事故による廃業リスクは、事業主のみならず家族にも影響を与えます。

後継者がいる場合もない場合も、元気なうちに事業承継について考えてみましょう。

事例

東京の下町で町工場を営んでいるBさん(65歳)は、60歳を過ぎた頃から工場の行く末について考えるようになりました。子どもたちも全員独立し、それぞれ家庭を持ったので、現在は妻と二人暮らし。年金も受けられるので、これからは夫婦二人の生活ができて、時折孫にお小遣いがあげられる程度で良いと、仕事量はセーブしようと考えています。しかし、これから5年先を考えると、工場をたたむかどうかを悩んでいます。

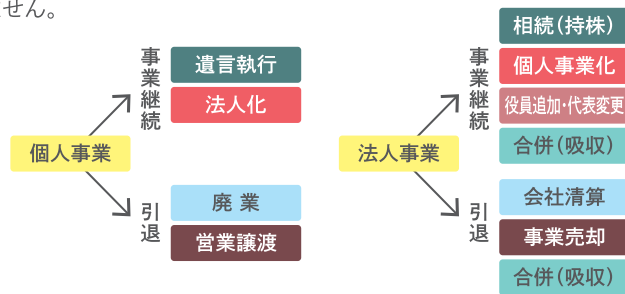
セーブしたとはいえまだ得意先はあり、とはいえ子どもたちに今さら継がせるものでもなし、自分がどこまで元気でいられるか……。などなど悩みは尽きません。そこで、事業をこれからどうしていけばよいかについてX行政書士に相談しました。X行政書士はBさんから、現在の事業は個人事業か法人かをヒアリングしたうえで、何も準備しなかった場合のリスクを説明し、事業を継続する場合と廃業する場合に分けてアドバイスしました。

(1)何も準備しないまま経営者が亡くなったら・・・

①個人事業の場合 事業上の債権債務は経営者個人の債権債務ですので、相続人が引き継ぎます(単純承認の場合)。融資残高が無い場合でも、自宅や工場の根抵当の抹消、売掛金の回収と費用の支払い、工作機械や産業廃棄物等の処分など、煩雑な残務整理を行わなければなりません。

②法人の場合 事業上の債権債務は法人の債権債務ですので、相続人が法人の債務を負わされるということは通常ありません。しかし、経営者が持っていた株式を相続することになりますので(単純承認の場合)、会社の清算手続きや譲渡手続きへの関与が必要になります。

このように、個人事業の場合でも、法人の場合でも、事業承継もしくは廃業の準備をしないで経営者が亡くなった場合、相続人の負担は図り知れないものがあります。



(2)具体的な準備とは？

①法人化 個人事業の場合、事業を引き継ぐ予定の方(相続人か否かを問わず)がいる場合には、法人化するという方法があります。費用はかかりますが、経営者個人の債権債務関係を法人の債権債務関係に移しておくことで、事業に関係しない相続人の安心が図れますし、引き継ぐ方を役員に据え(出資の有無を問わず)、経営者の持株については遺言で手当てすることで、スムーズな承継を計画することができます。

②個人事業化 法人の場合、とりわけ廃業を視野に入れている場合には、事業のスリム化の一環として個人事業化という方法があります。会社の清算手続きを自身で済ませておき、自身に万一のことがあっても相続人の負担は最低限の残務整理のみにとどめます。債務が無く、機械設備等が小規模な場合は有効です。

③事業承継 得意先の関係で廃業が難しい場合でも、事業の引き継ぎ先があれば、営業(事業)譲渡や合併(法人)の手続きを取ることができます。とりわけ法人の事業譲渡や合併の場合では、譲渡後、合併後の法人の役員や従業員として残るということも設計可能です。事業承継=引退以外の選択肢が作りやすいところに法人事業承継の特徴がありますが、これから法人化する場合とはもとより、承継先探しと、承継手続きにはそれなりの時間と費用が必要です。

④業種ごとの注意点 営業に許認可が必要な業種の場合、相続、廃業、事業承継のいずれのケースでも、許認可を行った所管官庁に対する届出等の諸手続きが必要となる場合があります。相続人に届出義務等が課されている場合がありますので、自身の業種が許認可を受けている場合には、どのような手続きが発生するかをあらかじめ確認しておきましょう。

個人事業主だったBさんは、X行政書士のアドバイスを受け、5年計画で廃業することにしました。商工会等のつてをたどって得意先の引き継ぎ先を探しつつ、段階的に事業規模を縮小していく予定です。X行政書士には得意先の引き継ぎ先と取り交わす契約書等の作成、5年以内に万一のことがあった場合の遺言書の作成を依頼しました。今回のことを妻と子どもたちにも話したところ、子どもたちからは「急な病気や事故で何かあった場合に、工場をどうしたらいいのか心配していたけれども、こちらからはなかなか言い出せない話だから、今日聞いて安心した」と言われたそうです。

介護ソルジャーチエ 今日もハスキーヴォイスで歌う

綾戸智恵さん
インタビュー



Photo by Shigenobu Nabesaka

森 綾戸さんの歌を聴くと凄まじいパワーを貰えます。誰よりも明るくて元気な方だと思っていたので、2010年に睡眠薬の多量服用で緊急入院というニュースを聞いたときには信じられなくて。背景に過酷な介護の生活があったと聞いて納得しましたが。

綾戸 あの時自分の力を過信していたんです。カラ元気だったんやね。睡眠薬じゃなくて睡眠導入剤ね。翌日に仕事が入ってて乗る飛行機まで決まっていたのに、母の相手してたら寝られなくなって、たとえ1時間でも寝て頑張らなきゃあかん思うて、導入剤を沢山飲んでしまったの。でも、あの時もし死んでたら“自殺”って書かれたやろなあ、ほんま生きててよかったわ。

森 お母様の介護を理由に音楽活動を休止されたのが2008年、1年のち活動再開、その半年後の事件でしたね。当時、相当ご無理をされていたのではないですか。

綾戸 あれからは用心深くなったわね。人間のほんとうの力は身体の内部分にあって体重やら何やらの数字には見えてこない、奥底に隠れています。それはあると思ひ込んでても実はなくなっていたり、ないと思ひたけどまだ残ってたり。ああいう怖い思ひをする経験は大事ですね。精密機械を扱う職人さんでも、まだ慣れないで恐怖があるうちは怪我せえへんのに、怖い気持ちが無くなって緊張が緩んだ瞬間に大事故が起きたりするよね。宙ぶらりんはあかん。

森 その後、ご自身の生活と仕事のバランスを見直されたのですね。

綾戸 私、仕事の休止というか、手は2本しかないのに、ぎょーさん荷物持って大変な状態やったから、家に荷おろしに帰ったんよ。歌手の代わりはいくらでもおるけど、家族のかえはないしね。まあ、事務所には無理言うたけど他にミュージシャンいてはるし、また歌いたくなったら仕事を再開するし、とにかく母と息子を中心に、ということで歌うことを減らしましてん。今は娘、ちゃんと行かんかね。

森山 綾戸さんの著書を読ませていただくと、娘としてのご自分もお母さんへの対し方も尊厳を持っていらっしゃることに感銘を受けます。

綾戸 尊厳なんて、そんな難しいこと考えたこともありませんわ。尊厳…。

森山 お母さんの生活の、一つひとつ、お気持ちを大切にされていらっしゃる。また介護する人のほうもとくく視野が狭くなって追い詰められた気持ちになります。尊厳死という言葉がありますが、綾戸家のありかたは尊厳生というか…。

綾戸 私はただ母に「親らしくしとって」って言ってます。「お母ちゃん頑張んなはれ。それを見してもらわんと、私も心が折れますわ」って。人間、どうなっても親でんがな。母親は母親、娘は娘、それが普通のこと。うちは今でもお

ばあちゃんが先、二番目が私、最後が息子よ。ご飯食べ始めるんも、テレビ番組見るんも、何もかも、生まれた順よ。ずっとそうしてきたから。

森山 認知症が進んでも親子の順は変わらないものだと。

綾戸 ある時突然、母は「智恵ちゃん、あんたそういえばアメリカ行ったやろー。あー、親不孝もんやー！」って、いきなり言うの。それで私は「初めて、17歳で(単身)アメリカに行ったときのことよ、40年以上も前のことやん」でも思ひ出すと当時母は「ええよ、何でも経験や」と言っていた。いや違う、本当はどんだけ行かせたくなかったのが今分かりました。今は毎日「智恵ちゃん行かないで」って甘えてますけどね。「体痛いのよお」って言ったら娘がこっち向くかなって、気を引いたりしてますけどね。42年前のあの当時、本当はどれだけ心配だったか、アメリカにひとりぼっちで娘を行かせたくなかったか。でもお母ちゃんは、その自分の心配を歯を喰いしばって我慢してくれて、黙って私を行かせてくれた。いかなればそれがうちの母親の尊厳かしらね。

森 社会の高齢化が進み日本は老人だらけになる、制度は破綻するのでは、というような報道がされるたびにお先真っ暗だという気持ちになってしまいますが、綾戸さんは介護現場についてどう思われますか。

綾戸 みんな今は若くても必ず最後はお年寄りになるのよ。「介護に至った」なんて言うなら人間「生まれんほうがよろしい」になっちゃうねん。なんや介護と言うと今の若い人は自分の人生がもぎ取られるように思ふんやいます?介護するは、当たり前のこと。がんじがらめになることやないよ。普通に一緒にずっと生活してるただそれだけのことよ。自分の家、自分の家族、自分の親やもん。そりやお母ちゃんが物投げたり私を叩いたり「なんでこんなことするん?」て、認知症がまだらでよくわからなかった頃は辛かったかな。でも今思えばあれは「思ふように自分の体が動かん、痛い。自分で自分の状態を理解できない。受け入れられない」って母自身が辛かったからだったんね。そういえばこないだ若い子のファッション雑誌の取材がありましたよ。若い記者が来て暗い顔して「綾戸さん、これから私たちにもやってくる親の介護をどうやって乗り越えられたんですか?」って聞いてくるから「あんたら自分の尻ちゃんと自分で拭いてるか?親にいろんな尻ぬぐいさせてるんちゃうか?そんな分際で介護なんて口にするなんてちゃんちゃらおかしいわ」「今は自分が成長すること考えて、親が体力衰えてきた頃、立派やなあ。と言われる娘になるよう頑張んなはれ!そんな心配まだまだよ」って言っちゃった。

一同 (笑)

綾戸 でもね、理不尽な介護は良くないよね。あっちこっちの親戚の介護が重なるとかね。へたしたら20時間ぶっとおし勤務がずっと続いたりするから。介護する人が潰れることにならないような公的な制度は必要ですよ。それ

でも私は介護は経験したほうが絶対いいと思いますね。
だって私、性格丸うなりましたもん。ね、マネージャー？

マネージャー氏 (ドアの脇に立ったまま、深く頷く)

綾戸 昔はもっと「こらあっ!」って短気になってばかりだったもん。介護は心の筋トレみたいもんやね。それから、介護やってるから最終的に人間がどうなるかを見ることができる。自分の最期を考えたりできるし、これは死に方やなく生き方ですから。

森 介護の現場、施設などでは悲惨な事件もありますが。

綾戸 誰かを叩きのめしたいなんて最初から思って生きてる人はおらんでしょ。そりゃ大変ですよ他人のウンコ取るなんて。私は身内だからちょっと違うね。母が「ごめんな智恵ちゃんウンコさんは臭いな」って謝ってくるけど「何言うてんの、私そこの近所から生まれてきたんや、なんか懐かしいくらいやで」ってね。

広報部男子(絶句・赤面) 広報部女子(爆笑)

綾戸 私かて、どこかのオバハンの臭いと思うよ。それ考えると看護師さんは偉いと思うわ。ああいう仕事をしてはる方たちは、ほんまに天使やと思う。私は介護のお兄ちゃんたちにもちょくちょく、かりんとうとかのお菓子やお土産差し入れます。「えっ僕にもくれるの」って驚かれるけど、それは私の気持ちの表現。「おばあちゃんのこと、見てくれてありがとう。これからも見てな」って、口に出して言わんけど感謝の気持ちを持ってるんです。お兄ちゃんに、その年寄りのことを家族が大事にしてるんだなって分かってもらうのはとても大事なことやね。

森山 では今は公的サービスも使いながら、良い状態でお仕事と介護を続けていらっしゃるんですね。ところで、私も生まれは関西なんですけど、阪神淡路大震災の前日に不思議なことがあったとか。

綾戸 ああ、当時3歳の息子のことね。あの日、神戸港のディナークルーズで私は司会と演奏の仕事をしたあと、パーティ主催者社長のご自宅に泊めていただくこうしてました。すると息子が突然「おうち帰る。べっちゃんこ

になっちゃうから。血だらけになるから」と言うの。それで帰宅したら、母は私たちが社長の家に泊まってくるもんだと思って布団も敷かずコタツに入っていました。私も息子も面倒くさくなって三人でコタツに足突っ込んで眠ってしまったの。そうしたら明け方ゴーってこの世の終わりかと思うほどの揺れ。コタツの脚が命を守ってくれた。泊めて貰うはずだった社長の自宅の部屋は全壊していましたし、いつものように自宅で布団を敷き並べて寝てたら死んでいた。いま思い出してもほんまに不思議です。子どもっちゃうのんは大人には見えんものが見えてるんやろうかね。とにかく家族三人が一緒に生き残れたんですよ。

森山 大災害などを経験すると突然「死」が実は自分の近くにいることに気付かされますね。

綾戸 母はこのごろ時々こうつぶやくの。「死にたくもあり、死にたくもなし」って。うわあ、お母ちゃん凄いなあって私は思う。未熟な私は「わーっもう死ぬ〜」「いややー生きたいー!」ってどっかやんか?だからこういうことつぶやける母親は本当に尊厳があると思いますわ。きちんと、これからやって来る死に、ひとり直面しているんですからね。若い人に死を見せることは大事よ。これから先、母親のお葬式になったら、私は旅立ちの世話は息子と一緒にしようと思ってます。「さあおばあちゃんの顔拭いてあげて」「もうこんなに小さくなっちゃったなあ」って。そうやって人が死ぬってどういうことか学ぶでしょ。家族として一緒に生きてきたから、最後まで、おばあちゃんをそうやって使い倒してあげるって思ってるよ。それが尊厳かな。でもその日までは、家族の時間を振り返りながら、毎日を一緒に過ごして行きます。

益子 私はジャズギターを趣味としているんですが、音楽家としての綾戸さんが暮らしの中で経験された様々なことが、これからまた演奏に反映されていくのだろうと、ずっと楽しみに思っています。

綾戸 行政書士しながらジャズギター弾いてるん?ええねえ。夢は大切よ。本業で稼いでお金貯めたら、カーネギーホール貸し切って友達呼んでライブやったらええやん。夢は、明日を作るための要因だからね。生きてくなら夢は持たんと。女優さんも、俳優さんも、人それぞれで、ほんまにスクリーンで美しいという人と、こりゃ先は監督とか何か違う道へ行くとちゃうかなあと思わせる個性派とか、先はいろいろや。私かて歌い出してからいろいろあった出会いが夢膨らむ日々で、数え上げると五百歳ぐらいまで生きたくなっちゃう。

広報部 (生きてくださいーい。)

綾戸 ただひとつ貫きたい言うたらやっぱ歌ですね。歌で表現するのが一番得意みたいや。私はこれからコンサートだっていう直前が一番リラックスして幸せなんよ。自分を音楽家だなんて思っていない。音楽屋のほうがいい。それでみんなが楽しんでくれたらいいの。格調高い



2017年1月30日 常任会長と綾戸さん

ことしゃべってたら、途中で何言うてんのか自分でこんがらがってまうし、いやホンマ。足元で日常レベルでできることをしたらいい。偉い娘になてなろうとは思わない。でもせめて母がしてくれた我慢ぐらいは理解できるようにになりたいと思ってます。いまは日常の一つひとつ、それこそハンコを書類に押すような事柄から、母が人生でやってた全てを私にバトンタッチして受け継いで、話を聞いて、そやね、毎日毎日遺言を聞いているみたいな気持ちですわ。

森山 人生の質QOL (Quality of Life) が、綾戸さんの家では非常に高いと感じます。終末期にどうQOLを保つか、今回の我々のテーマでもあります。

綾戸 どういう終末期かって。そりゃ「意味のない年寄りにならないこと」ですわ。

森 意味のない年寄り……。

綾戸 誰もなんかひとつづら役立つ芸あるでしょ。いくら呆けても、とにかく過去が無いと今はないんやから、なんか残すんですよ人は。「すみません、私、芸ありませんから今からリアルタイムで偉いお坊さんみたいに即身仏になります」いうのかな……。あ、これブラックジョークやで。

森山 でも確かに死の際まで、誰かの役に立ちたいと思いますね。

綾戸 私はね、まだまだお母ちゃんには聞きたいことが沢山あります。だから生きてもらわなあかん。私を産む前の30年間母がどんな人やったのか知りません。「結構お嬢やったんやろうか?」「ほんとにロクな女じゃなかったんじゃないだろうか?」私を育ててくれる間は他のどんなお母さんより強いカッコイイお母ちゃんやった。今はベルトが切れたみたいにブデーってなっちゃってるけど。もつともつとお母ちゃんのこと知りたい。聞きたい。話をしたいのよ。

森山 自分の親が急に亡くなってから、ああもう話はできないんだ、取り返しがつかないことになった、と後悔する人は非常に多いですね。実は私もそのひとりです。

綾戸 「お母ちゃん、親を殴ったことなんかある?」「ほんまは恋人何人おったん?」認知症なんやからうっかり話すかと思うけど、これがなかなか口を割らんよ。いやあ、親の尊厳の罪は堅いもんですわね。

そのうち順繰りに私にも終末期がやってきます。私自身は、神さんが「智恵ちゃん、もう終わりやで」って言うまで、テーコーセーリョクで! ありたい、そう思ってるまんのや。

[取材] 東京都行政書士会

常住 豊会長、森山 潤副会長
広報部 益子 光宣、森 紋子



綾戸 智恵 (Chie Ayado)

JAZZ SINGER

生年月日：1957年9月10日

出身地：大阪府

幼少時から両親の影響でジャズとハリウッド映画に囲まれて育つ。3才でクラシック・ピアノをはじめ、教会ではゴスペルを歌い、中学に入るとホテルのラウンジでピアノを弾くようになる。17才で単身渡米。1991年に帰国、その後は様々な職業をしながら大阪のジャズ・クラブで歌い始める。自主制作での数枚を経て1998年に全国発売されたアルバム「For All We Know」はジャズ・ファンだけでなく、多くの音楽ファンに衝撃を与えた。それは身長147センチ、体重40キロにも満たない当時40才の大阪出身の主婦・綾戸智恵の鮮烈なデビューであった。2001年、第51回芸術選奨文部科学大臣新人賞(大衆芸能部門)受賞。2003年、紅白歌合戦で熱唱した「テネシー・ワルツ」が大きな話題となり、これまでに売り上げたCDの枚数は100万枚を超えている。

2014年に事務所・レコード会社から独立し有限会社まいどを設立。自分のルーツをたどる旅からインスピレーションを得てアルバム「Picture in a Frame」を制作・発表。翌2015年に自らのルーツ「JAZZ」に正面から取り組んだアルバム「DO JAZZ」を、40年ぶりに訪れたアメリカ生活スタートの地、ロサンゼルスで録音・制作し、LIVE活動や講演会など様々な場所で势力的に活動。笑わせたり、泣かせたりのトークを交えながら、ジャズを中心にゴスペル、ソウル、ロック、ポップス、J-POPなど幅広いレパートリーを巧みにとり入れた綾戸智恵の個性的なステージは、多くのファンを魅了している。

2017年はデビュー20周年と還暦60歳をむかえ、“今の自分を素直に打ち出した”ニューアルバムを発表し、東京国際フォーラム他での記念公演など、今まで以上に元気でパワフルな活動を予定している。

デビュー20周年 綾戸智恵コンサート2017

～ DO JAZZ ～ 還暦スペシャル

2017年7月17日(月・祝) 東京国際フォーラム ホールC
開場14:15 開演 15:00



超高齢社会とロボット・AI時代の到来に向けて

新保史生教授インタビュー

森山 潤、小網 淳一、武田 敬子、森 紋子、益子 光宣

昨今話題のロボット技術やAI(人工知能)は、高齢化によって身体能力を失った人の生活を補完し、認知症患者等の権利を護る新技術につながる事が大いに期待されている。それは具体的にどのようなものになるのか、そしてそれが利用される時にはどのような問題が発生するのか。このようなテーマを取材すべく、サイバー法やロボット・人工知能の法的課題について深く研究されている慶應義塾大学の新保史生教授に取材した。

自動運転、生活支援、介護の場で活躍するロボット・AI技術

益子 先日Facebookでこんな動画を見ました。それは身体を上手にコントロールできない人が使用するスプーンなのですが、どんなに手が震えてもスプーン面が常に水平を保つようにぐねぐねと動くのです。これはおそらくスマートフォンやドローンなどで使われている小型のセンサーやモーターなどの技術がこのスプーンにも使われているのでしょう。今まで介助がないと食事ができなかった人が自分で食事ができ、人間の尊厳を取り戻す素晴らしい技術だと思いました。そして私自身、実は今ある色々な技術、インフラ、それこそ法律さえも、ある意味マジョリティ向けに作られているという意識を持つようになりました。これから超高齢社会になると、今で言う健康者の方がマイノリティになって、この動画のように手が震えてうまく使えないような人がマジョリティになる時代が来るかもしれません。そうすると、いま当たり前にあるものが超高齢社会に併せて形を変えていき、法律や制度までもが変化していくのではないかと。そこで出現する技術は

具体的にどのようなものになるのか、その技術が利用されるときにどんな問題が生じるのか、または想定されているのか、それに向けてどういった動きがあるのか、そんなお話をお伺いしたいと思って今日は参りました。まず近い将来、ロボットやAIなどの新技術はどんなものが出てくるのでしょうか？

新保 一番身近でもうすぐ使われるものとしてわかりやすい例としては、まず自動運転の車があります。あとは生活支援ロボット、その次に介護分野など、日常の色々なところでロボットが使われていくでしょう。これらに共通しているのはまさに超高齢社会における人間をサポートするという大きなメリットがあるということです。私はSFC(慶應義塾大学 湘南藤沢キャンパス)でも自動車サークルの会長をしているほどの車好きなのですが、20年後30年後に、はて自分はそのまま車を運転できるのだろうかという不安があります。このところ高齢者の車が暴走するという事故が非常に多く報道されていますが、最近は運転支援のシステムがだいぶ開発されてきていますので、例えばコンビニに突っ込むような単純な事故は少なく

なりました。そのような技術開発について、メーカー側はあまり高齢者の増加に伴う問題への対応は意識していないかもしれませんが、結果的にはそのような運転支援システムは高齢者支援になっています。とは言え、街中の車がすべて自動運転の車になるかという、それはおそらく現状ではメリットはほとんどないと思います。自動運転の車に乗るのだったら地下鉄に乗ればいいですからね。なにもこんな都心を危ない思いをして自動運転の車で走るメリットはほとんどありません。それでも自動運転の車に乗りたかったら東京には既に自動運転によって運行されている「ゆりかもめ」があります。一方、地方で生活をするとなれば、買い物するにも車がないと行けない。そんなに大それた田舎でもない、東京からほんの30キロ40キロ離れただけの土地では、移動だけでもけっこう大変になってきます。人間が移動するということはいつの時代になっても、変わらずに同じ状況が続くでしょう。加えて車で移動するということは社会に定着していますから、将来的に高齢者が移動するときに自動運転のシステムがあるということは相当に大きなメリットになると思います。同じく例えば目が見えないとか車の操作ができないという障害がある方にとっても、自動運転車というのは非常に大きなメリットがあります。それ以外でもスマホを例にとると聴覚障害の方とか、声を発することができないという方は、以前は会話するときにコミュニケーションをとるのが大変だったと思いますが、今はスマホがあれば普通にテキストメッセージを使うなど非常に便利になっています。

森山 目の悪い方がスマホを冷蔵庫にかざすと中に入っているものを声で教えてくれるというのを新聞で読んだことがあります。

益子 全盲の知り合いがいるのですがiPhoneを使いこなしています。面白いアプリがあってカメラで撮影するとそれが何かをしてくれるのです。私もそのアプリを使ってテレビのリモコンを撮影してみました、それがテレビリモコンであることだけではなく、色やメーカー名、機種名まで答えてくれました。

新保 それはまさに2つ目の生活支援ですね。いわゆる三種の神器が開発されたことで生活は相当改善されています。私は掃除ロボットのルンバも使っていますが、これからは例えば高齢者の心を癒やすのが目的の介護予防ロボットの「パルロ」などのセラピーロボットのように、単に機械的に動くだけではない人間とコミュニケーションもできる生活支援ロボットが色々出てくると思います。そして3つ目は介護分野です。介護は大変な重労働ですよね。筑波大学の山海嘉之教授がロボットスーツHALを開発していますが、この山海先生の発想は、介護は大変だ、だからロボットスーツHALで重いものを持てるようにサポートしましょうということだけではありません。そうではなくてリハビリに使えと。これはどういうこと

かと言うと、機能障害のある人がパワースーツで足を動かし続けると、神経が足を動かす信号を送るのでリハビリになるのです。今までのロボットは単に人間の作業をサポートするもので、それを使うと便利です、または楽になります、という発想から次のステップに進んでいるということです。単に物を持つというサポートではなくて、人間の機能を回復させるというサポート、という新たな発想がロボットスーツHALが単なる介護支援ロボットではない点です。

「自律型」ゆえの課題

新保 身近なところで使われるロボットは以上の3つになると思います。ところが今まではロボットは自動か、もしくは遠隔で操作するだけなので、人間が予見できる範囲内でしか動きませんでしたが、自律型のロボットが出てくると、今まで予想しなかったような問題が起きてくる可能性があるのです。その問題を今から考えておかなければなりません。例えば人に危害を加える自律型のロボットを開発することは可能で、アメリカ軍がドローンでタリバンの掃討をしています、今はテキサスの基地から遠隔で操作しています。これは操作している人がいるから動くわけですが、顔認識機能で追尾してその人が見つかったら自律的に攻撃するLAWS (Lethal Autonomous Weapon System)というシステムが開発されています。

益子 顔認識と言えばFacebookにも写真の中の顔を認識して自動的に人物のタグ付けができる機能がありますね。

新保 それこそテロリストのFacebookがあつたら、アメリカ軍はタグ付けされた人をテロリストの仲間だと識別し、攻撃することさえできるわけです。これは兵器なので日常的問題として考えられていませんが、例えば普通に路上を走行している自動運転の車がコンピューターウイルスに感染して、ある日いつせいに首相官邸に突っ込んでいくというようなプログラムを組むこともぜんぜん問題なくできるわけです。

森山 自動運転の車が出始めたとき、これはもしかしたらテロリストに利用されるかもしれないと思いました。

新保 自爆自動運転テロが起きるのはそんなに遠い未来のことではないと思います。ましてやGPSで制御されていますから、ピンポイント攻撃が自動でできることになります。それだけでなく自律型のロボットの一番の問題は、まさにその自律性ゆえに起きるものです。単にピンポイントで攻撃するということは自律型のロボットでなくても、遠隔操作やプログラムでもロボットが対象を攻撃しに行くので、これは今までの問題と変わりません。ところが自律すると暴走する可能性があるのです。その例としては、マイクロソフトが開発した人工知能「Tay(テイ)」があります。Tayはツイートなどの対話から学ぶ人工知能で、Twitterなどで公開されましたが、ヒトラーを礼賛してみ

たり、差別的な発言をしたりするようになってしまいました。これはただの発言だけであって実害がなかったからよいものの、ミサイルを発射する命令を出すようなことになってしまうと相当な実害が生じることになります。さらに李世乭(イ・セドル)というプロの囲碁棋士とAIの対局がありました。1回だけ人間が勝っています。あれはAIが暴走してくれたおかげで勝っているだけの話で、AIが暴走しなかったら人間は全敗でした。

AIの学習バイアス

森 Tayがホロコーストを擁護するようになってしまったのは、人間が何らかの作用を及ぼしたからですね。

新保 ええ。人工知能について色々な問題がある中でそれも一つの問題です。ディープラーニングでいろんな情報を集めて学習するというのが人工知能の特性なのですが、アメリカの研究者が一番の懸念すべきこととして指摘しています。学習するデータが間違っていたらその答えも全部間違えてしまうのです。結局バイアスがある情報を学んだ結果、それに基づく判断は偏ったものになってしまうということなんです。

森山 人間も同じことが言えますね。

新保 そうですね。今AIに関する問題が騒がれており、そこには確かにAIだから起こりうる新しい問題もありますが、実は今まで人間が起こしてきた色々な問題がAIで増幅されているだけなのではないかとも思います。

に開催された慶應義塾大学のオープンリサーチフォーラムというイベントにおいて、「ロボット法-202X年のロボットと社会制度」というセッションを開催したことが、日本国内で初めてロボット法というものについてとりあげたセッションといえます。また、EUが第4次産業革命に向けて、その基礎となる制度をきちんと固めようと、RoboLawガイドラインというものを2014年に作り、各国がそれに続いてRoboLaw、RoboLawと言い始めて、アメリカでもWe Robotという研究会が始まり、気が付くと諸外国が皆ロボットと法に関するプロジェクトをやり始めているのに、日本だけが何もやっていなかったという状況も、ロボット法に取り組むことになったきっかけです。

益子 意外に感じるのですが、日本人って実はロボットに親しみがあると思うんですね。鉄腕アトムやガンダムなどアニメの世界ではロボットってたくさん出てくるじゃないですか。それなのに世界の中で遅れを取っているのはなぜでしょうか。

新保 その理由はいくつかあって、確かに日本はロボット大国ですが、産業用ロボットの大国です。産業用ロボットでは事故は起きますが、自分で悪いことはしません。またほとんどの法律家が当初はロボット固有の問題ではなく、製造物責任で対応できる問題だと議論をしていて、遅れを取ったというのがもうひとつの理由です。

情報の製造物責任

新保 ロボットの法的問題として、自動運転を例にとってみましょう。自動運転の車には固定された地図や、渋滞などの刻一刻と変化する情報を持つダイナミックマップという地図がいくつも必要になってきます。リアルタイムで地図が何層にも更新されながら走行しますが、急な道路規制や、目の前で事故があった数分後は、自動運転の車は地図では判断ができません。とくに目の前で事故があった直後だとその情報は地図には載っていないので、そのまま突っ込んでいくわけです。そうすると情報の製造物責任という問題がどうしても発生してきます。例えば、道路に雪が降っただけで白線が消えるので、白線という情報がなくなったことによって事故が起きたら誰の責任になるのかといった問題です。道路の管理責任とはまた別に、きちんと除雪しても凍った白線に太陽が反射して、それによって取得した情報がエラーになって事故が起きることも考えられます。これも情報の製造物責任ですね。アメリカではマップの間違いで飛行機が墜落して訴訟になった事件がありますが、今後そういう事例はさらに出てくるはずですよ。

森山 更新をリアルタイムでしていけないと危ないということですね。

新保 情報の製造物責任は現行法でも実は対応できる部分



ロボット法研究のきっかけ

益子 先生はもともと憲法、情報法がご専門ですが、ロボット法を専門とされるようになったきっかけは何でしょうか。

新保 最初のきっかけは、慶應SFCで講師と研究員をしている赤坂亮太が、ロボット法学会設立に向けた取り組みを始めたことに端を発します。今後ロボットの問題を研究する必要があるとの認識に基づいて、2014年11月22日

があって、利用者が説明書に記載されている説明のとおりに使って事故が起きた場合には、製造者は製造物責任を負います。マニュアルに記載されている内容は情報なので広い意味での情報の製造物責任です。ところが地図とかそういうリアルタイムの問題になってくると、必ずしもそれが全部カバーできるわけではないので、誰が責任を負うかというのがよくわからないのです。自動運転の車にはそういう問題があります。

AIと「常識」

- 益子 人間だったら例えば後ろから高そうなベンツが近づいてきたら、道を譲ろうとなるわけですが、AIはそういう判断はできるのか、気になります。
- 新保 AIの非常に困難な課題は常識を理解できないことです。AIは常識を理解する前に常識を超えてしまいますので。
- 森山 常識を理解する前に常識を超えるというのはどういうことでしょうか。
- 新保 AIの考えが、人間が想定できないほど進化していくということです。例えば人間だと時速30キロは直線では遅く感じますが、カーブに来到ると時速30キロでも人間は躊躇するわけですが、自動運転の車は躊躇しないので時速30キロのまま走り続けてしまいます。
- 益子 人間だったら恐怖心が働きますよね。
- 新保 恐怖心がないんですね。なんの躊躇もないです。常識がありません。人間だと常識的に考えられるものがAIは考えられないのです。例えばホームセンターに行って使い方がよくわからない工具があっても、AIは物体としては認識できても、その工具を使って何ができるかは多分認識できないし理解もできません。
- 益子 初めて見るものであっても人間はそれが何か推測しますよね。
- 新保 たぶんAIはそれを人間に使うと危険かどうか認識できないでしょう。

物そのもののセキュリティ

- 武田 ロボットやAIについての規制を事前に取り決めておくという方向にはなっているのでしょうか。
- 新保 例えばAIを用いた詐欺であるとか、悪用することについての問題というのは、最初から規制していいはずですが。しかし今の段階でなんの対策もできていないのが、たとえばこういう装置やチップなどの物のセキュリティです。チップはそもそも書き換えるために作られているのですが、IoT (Internet of Things) で物が全部ネットにつながっているのに、チップそのものにセキュリティがないというのが今の状況です。インターネットの不正アクセスは規制されていますが、こういった物のセキュリティその

ものを規制することはまだ誰も考えていません。一つ例をあげると、私は犬を飼っているのに夏に冷房が止まっただけでも心配になりますが、遠隔で制御できれば便利だなと思う反面、遠隔で暑くすることもできるわけです。そうすると不正にアクセスしてその物のセキュリティに関係なく勝手に使うことができてしまいます。夏に寝ている間にエアコンを40度に設定されたらそれだけでも大変な話です。だから今後のセキュリティ対策というのは、ネットワークを介して様々な物が使われるので、単にネットワークのセキュリティではなく、物理的に機械とか物のセキュリティというものも考えていかないと相当に危険なのです。わかりやすい例として車にはイモビライザーという盗難防止装置が付いていますが、イモビライザー装着車も盗難被害に遭っています。なぜ盗まれるのかというと、助手席の扉を開けてダッシュボードの中のイモビライザーの装置を出して入れ替えば動くだけなんです。電子キーで制御しているから安全だと思っていても、ダッシュボードを開ければすぐイモビライザーの機械は交換できてしまうのです。

ロボット法についての誤解

- 益子 ロボット法が実際これから作られるとして、それに向けての道筋はどうなっていて、いつごろにロボット法というものはできるのでしょうか。
- 新保 これが一番の誤解なんです。いろんな記事でロボット法整備の遅れとか、ロボット法整備に向けてとか書かれています。まったくの誤解であって、ロボット法という法律は将来的に何らかの法律ができるかもしれませんが、実は法整備の話ではなく、法的な問題をどうやって考えていこうかという議論なんです。ロボット法学会の設立を目指して研究会を開催したときに、ロボット法という法律を作って何の規制を始めるんだということで、産業界やロボット工学の研究者から様々な批判がなされましたが、ロボット法として目指しているのは、そのような単なる法整備ではなく、例えば、自律型のロボットを使うことによって生じる新しい問題をどのように考えていくのかということなのです。

パラダイム・シフトを見据えて

- 益子 ロボット・AI時代の到来に向けて私たち人間も何か意識を変えていく必要があるのではないかと思います。それはどういうものになるのでしょうか。
- 新保 EUのRoboLawでは具体的な問題として、自動走行、モビルスーツ、介護、医療、災害対策など具体的な問題をまずあげて、これらの領域でそれぞれどんな問題が起きているのか、起きる可能性があるのかを考えた上で今後どのように法的に考えて行くかということが取り上げられています。今後、既存の法的問題の分析や解釈

では対応できない問題が発生する可能性が高くなっていますが、こういった問題を私は法的な問題のパラダイム・シフトと呼んでいます。それはどういうことかと言うと、AIが常識を理解しないのに常識を超えるというのがまさにそれで、AIを利用することで常識的に人間が考えてもよくわからない問題が出てくる可能性があるということです。例えば過去にパラダイム・シフトだと言われているのは、アインシュタインの一般相対性理論やコペルニクスの年周視差、ニュートンのプリンキピアとか、あとはフーコーの原理やニュートリノがありますが、これらは科学革命です。今後ロボットと人工知能によっておそらくこの科学革命に匹敵するほどのインパクトが起きる可能性があります。そうすると例えば天動説から地動説になっても、当時の法律はそれをまったく想定していなかったので、天動説に反対する人を処刑したりして、社会的に事物の変化に追いつくまでに時間がかかったわけです。ロボット法はまさにその問題と同じで、今どういう問題が起きるかわからないけれども、将来的にはAIを使っておそらくかなりパラダイム・シフトに近い状況が起きるだろう、だからその状況に備えておこうというものです。パラダイムの典型と言えるのがシンギュラリティですね。実は自動運転の車は既にシンギュラリティを迎えています。人間よりも自動運転の車の方が運転は

上手になっているわけですから。計算機をとってもシンギュラリティを超えています。シンギュラリティと言うと、なにか全部がひっくり返るように言われていますが、それは汎用型の人工知能のシンギュラリティの問題で、特化型の人工知能はもうすでにシンギュラリティを個別に迎えているわけです。巷ではAIが人間そのものの能力や機能を上回るシンギュラリティを迎えるのは2045年だと言われているますが、そうすると元々の法の基礎的な理論であるとか、リーガルマインドであるとか、そういうところも大きく変わる可能性があります。ロボット法というのは、そこを見据えて何を考えるかということなのです。だから自動運転の車の責任を決めるとかドローンの法的規制を決めるとか、そういう目先の議論というのは現象面としてはありますが、別にロボット法という新しい法分野を考えなくても保険制度などで対応できる問題です。ドローンが事故を起こしたら航空法を改正すればいいでしょう。そうではなくて人工知能そのものを用いて新しく今まで予想しなかったものや、常識を超えるようなものが出てきた時に、どうやって考えるかを今のうちに少しずつ考えていくことが必要です。ロボットやAIをめぐる法的な問題について将来を見据えて考えることがロボット法の目的であり、私たち人間がこれから意識していかなければならない問題になるのだと思います。



2017年1月24日 東京丸の内21世紀クラブにて

新保 史生

慶應義塾大学総合政策学部教授 博士(法学) 専門は、憲法、情報法、ロボット法

2009年から2016年まで経済協力開発機構(OECD)情報セキュリティ・プライバシー部会(SPDE)副議長を務める

憲法学会理事、法とコンピュータ学会理事、総務省情報通信政策研究所特別上級研究員

総合科学技術・イノベーション会議専門員、内閣府「人工知能と人間社会に関する懇談会」委員、神奈川県「ロボット共生社会推進検討会議」座長、総務省「AIネットワーク化検討会議」委員、情報ネットワーク法学会「ロボット法研究会」主査

編集を終えて

広報部長 荒牧 一彦

私が担当するようになり2冊目となる『プエンテ』の編集を終えた。『プエンテ』は対外広報誌という位置付けで、毎年1回発行している。東京都行政書士会が取り組んでいる社会貢献活動や行政書士の業務などを「特集」として、多くの方に本会の取り組みや行政書士の仕事に関心を持っていただければと願い編集している。

今回のテーマである「超高齢社会」の問題は多岐にわたるが、行政書士とのかかわりがある成年後見制度などを中心とした高齢者の生活をサポートする仕組みに焦点をあて特集を組んだ。

また、親の介護で仕事を辞めざるを得ず、結果、生活を苦にして心中などという悲しい出来事も起きており、仕事と介護をどう両立していくかも重要な課題である。

最近では、高齢者の自動車の事故、おそらく自動車の操作を誤ったことが原因と思われる事故が多発している。電車、バスなどの公共交通機関があまり発達していない地域では、自動車は生活の重要な「足」であり、無くてはならないものである。近年、AI(人工知能)技術が発展し、各自動車メーカーが「自動運転車」の開発に取り組んでいる。法律的には、色々と難しい問題があるようであるが、事故に巻き込まれ失われる命が少しでも減るよう、早期の実用化に期待する。

行政書士は、他の〇〇士と異なり、弁護士なら「裁判」、税理士なら「税金」というように、何をサポートしてくれる専門家なのかを一言でいい表すことが難しい。行政書士の取り扱う業務が非常に幅広いためである。

今回取材の中で、「困ったら相談してください」では何を相談できる、あるいは、してよいのかがわからないとご指摘いただいた。私も、ついよく使ってしまうフレーズである。行政書士の側からすると、とりあえずどんな問題でも持ってきてもらえれば、問題を整理し、他の専門家に引き継ぐべき事柄は引き継げるよう手配しますという意味合いで使っていたのだが、どうも不親切のようである。日々、色々な方と接する中で、守秘義務違反にならないよう気を付けつつ、これまでに取り扱った事案をもとに、具体的な事例として話をしていくことが重要であると改めて感じた。

この『プエンテ』においても、具体的な事例をまじえて、多くの方に、行政書士にはこういうことを相談できるのだということを知っていただき、『プエンテ』が読者のみなさんと行政書士の「架け橋」(スペイン語のPuenteは橋を意味する)となることができれば幸いである。

行政書士とうきょう増刊号 Puente Vol.8

平成 29 年 3 月 10 日発行 定価 200 円(送料別)

購読をご希望の方は、東京都行政書士会事務局までお問い合わせください。

編集 東京都行政書士会広報部

担当副会長 森山 潤

編集委員長 荒牧 一彦

編集委員 大門 則亮 新居崎邦明

小網 淳一 高橋 敦子

武田 敬子 森 紋子

益子 光宣 古林 孝一

田村 豪 尾久 陽子

発行人 東京都行政書士会

会長 常住 豊

〒153-0042 東京都目黒区青葉台 3-1-6

TEL 03-3477-2881 FAX 03-3463-0669

<http://www.tokyo-gyosei.or.jp/>

デザイン・製作 株式会社ラピス・ラズリ

印刷所 上毛印刷株式会社

■本誌記載記事の無断転載・複製を禁じます。

Puente